

太陽光発電設備等にかかる固定資産税

太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）にかかる固定資産税（償却資産）の課税についてご説明します。

償却資産とは

製造や小売り、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。以下の『設置者および発電規模別の課税区分』及び『発電に係る設備の部分別評価区分』をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認して下さい。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課資産税係までご連絡ください。

設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人（事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

発電にかかる設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋としての評価対象となりますので、償却資産の申告は不要です。

償却：償却資産に該当しますので、償却資産の申告が必要です。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。（税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります）

◇対象となる設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電装置、送電装置を含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅用太陽光発電設備（低圧かつ発電出力10kw未満）を除きます。

◇取得期間

平成24年5月29日から平成28年3月31までの間に新たに取得した設備

◇適用期間

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

◇特例内容

該当設備に係る固定資産税の課税標準額が3分の2に軽減されます。

◇根拠法令

- ・ 地方税法附則第15条第34項
- ・ 地方税法施行規則附則第6条第58項

◇必要書類

- ・ 償却資産申告書
- ・ 種類別明細書
- ・ 経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』
- ・ 電気事業者と締結している『特定契約書』の写し

◇その他

売電による収入については、確定申告もしくは市県民税申告が必要となる場合があります。